

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

項番	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>告示案第1条第1項第2号に「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」とあるが、条約や他の法令では、大体「英国」又は「グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国」となっているようなので、告示案でも、これに合わせるべきである。</p>	<p>他の金融庁告示での表記も参考に、「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」としています。</p>
2	<p>適用期間を平成24年12月31日までとしているのは、国際的な議論の動向次第で見直しを行うためという理解でよいか。もし見直しを行う場合であっても、今回公表されている告示案で金融商品債務引受業の対象取引から除外している取引については、引き続き除外してほしい。</p>	<p>適用期間を平成24年12月31日までとしている理由については、御理解のとおりです。御要望については、貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p>
3	<p>金融商品取引業者等の海外ブックの取引であって、外貨金利スワップや海外企業を参照債務とするCDSについても、我が国の資本市場に与える影響は軽微であると考えられるため、金融商品債務引受業の対象取引から除外してほしい。</p>	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p>